

# OCF検定ロゴの使用法

2005年11月

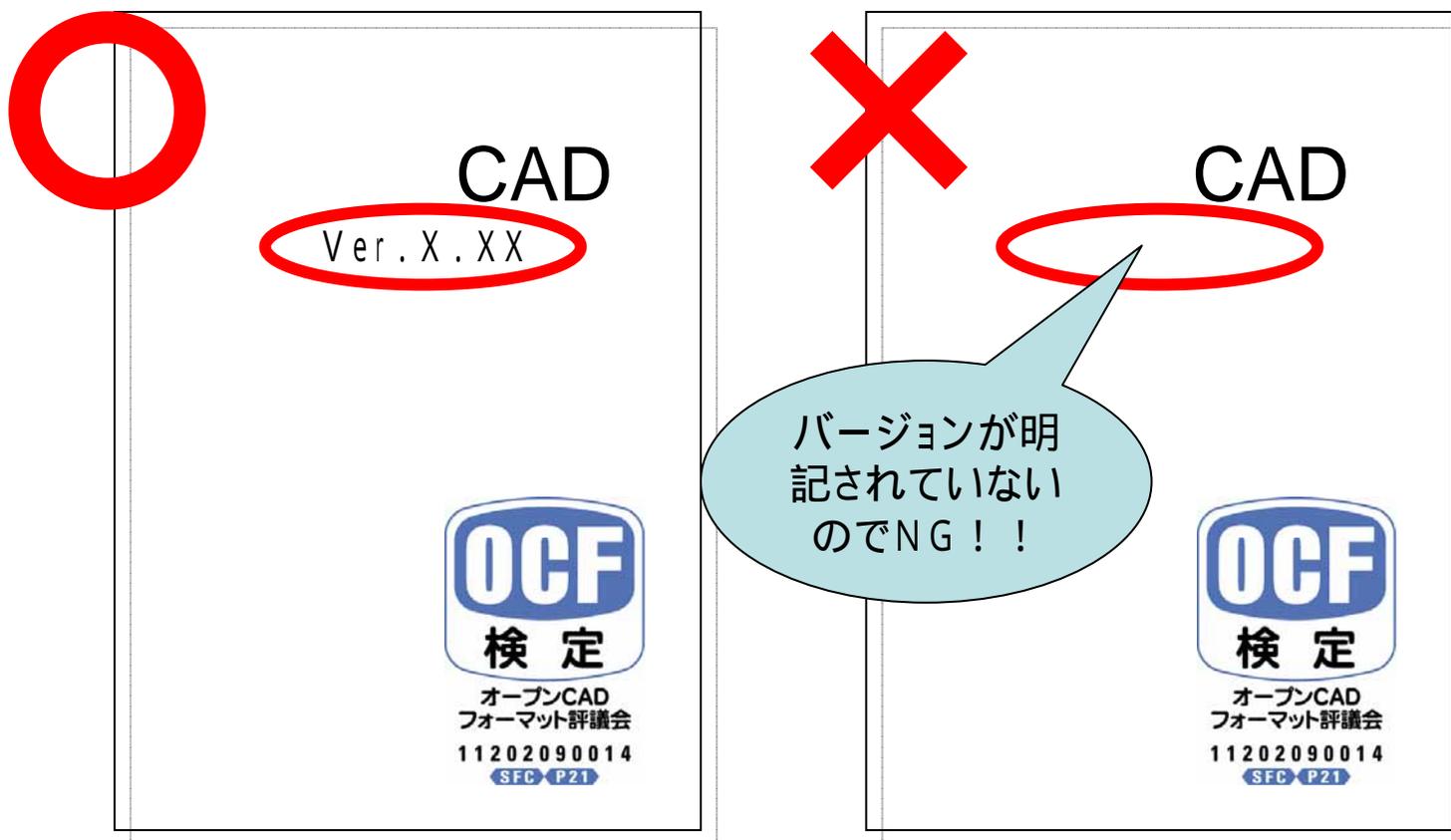
有限責任中間法人  
オープンCADフォーマット評議会

# OCF検定ロゴの使用法

- 検定ロゴ使用の基本事項 1
- 検定ロゴ使用の基本事項 2
- 制限事項がある場合
- セット商品の場合
- シリーズの場合
- シリーズ単独カタログの場合

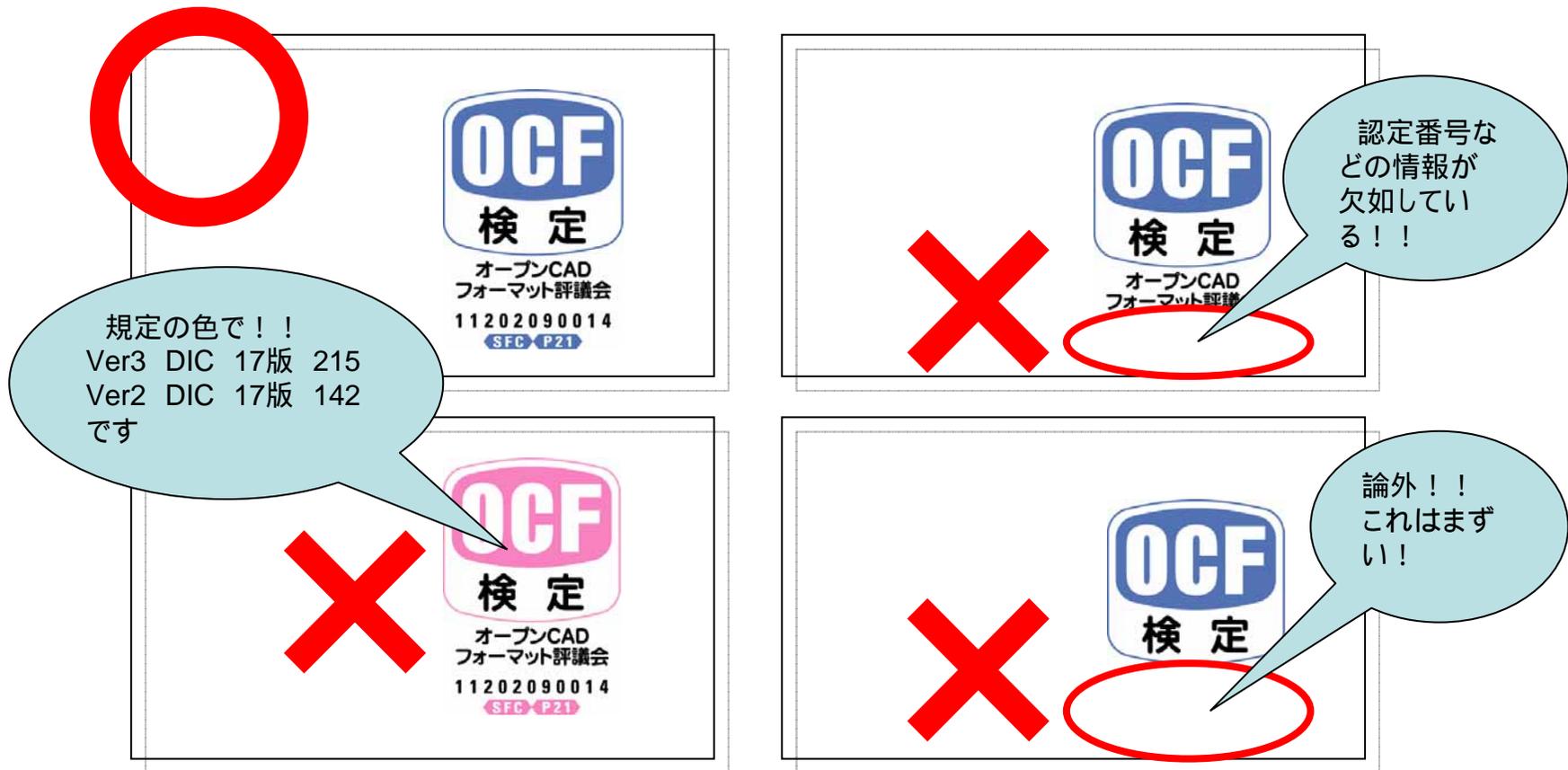
# 検定ロゴ使用の基本事項1

OCF検定のロゴは、認証を受けたソフトの特定のバージョンに対して有効です。ソフト名だけでなくOCFのWebで公開されているバージョンも明記する必要があります。



# 検定ロゴ使用の基本事項2

OCF検定のロゴは、規定の形式で使用しなければなりません。  
認証番号などを省略したり、色を変えて使用してはいけません。



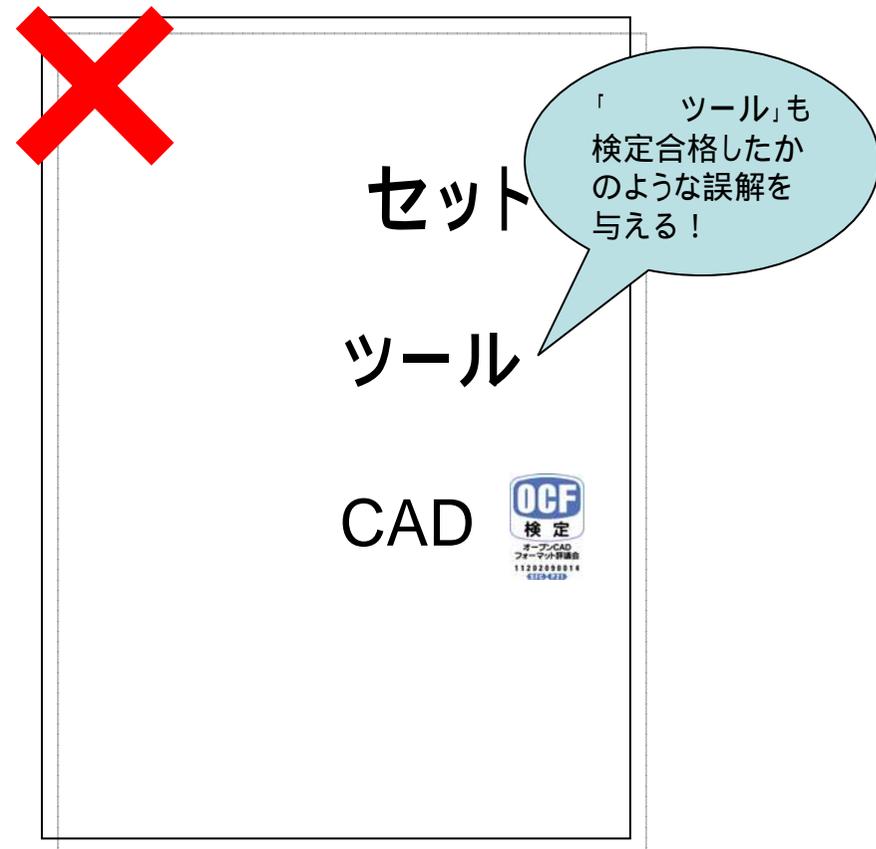
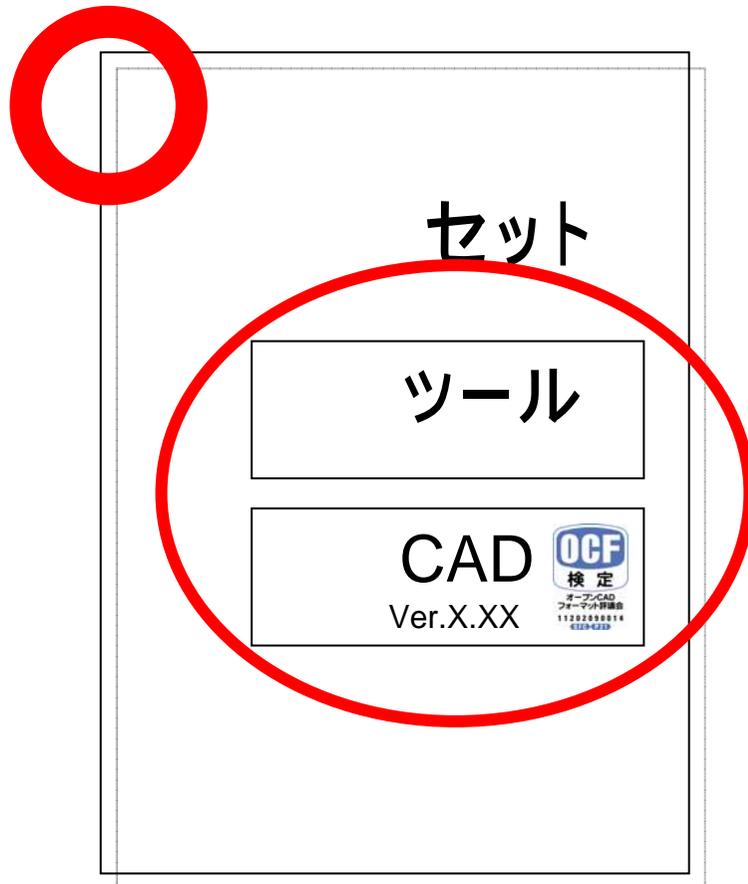
# 制限事項がある場合

制限事項がある場合は、例のように、OCFのホームページを参照することを示すか、直接制限事項を記載する必要があります。



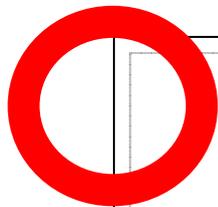
# セット商品の場合

認証を受けたソフトを他の商品と合わせてセット販売する場合は、認証ソフトが分かるように、枠などで囲って示す必要があります。



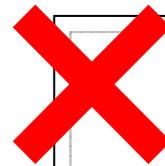
# シリーズの場合

認証を受けたシリーズを一覧で示す場合は、OCF検定に関係のない他のソフトと共に記載してはいけません。また、検定ロゴは、可能な限りシリーズ名称に近づけて配置します。



シリーズ   
Ver.X.XX

- ・ CAD
- ・ CAD
- ・ CAD
- ・ CAD



シリーズ   
Ver.X.XX

- ・ CAD
- ・ CAD
- ・ CAD
- ・ × × 設計計算

このソフトが  
単独で合格し  
ているような  
印象を与え  
る！！。

OCF検定と  
は関係の無い  
ソフトまで記載  
されている。

# シリーズ単独カタログの場合

認証を受けたシリーズのソフトを、単独のカタログやホームページで記載する場合は、必ずシリーズ名を併記し、シリーズ名称の近くに検定ロゴを配置しなければなりません。

